

この申出書は、産前42日(多胎妊娠の場合は98日)～産後56日の間に、妊娠または出産(妊娠85日目以降の早産・死産・流産・人工妊娠中絶を含む)を理由とした産前産後休業を取得した場合にご提出いただくものです。

・現在、育児休業中で保険料免除の申出をされている被保険者が続けて産前産後休業を取得する場合、産前産後休業の保険料免除の方が優先されます。

記入方法 | 次の事項に注意のうえご記入ください。

産前産後休業取得者申出書

#### 提出者記入欄

被保険者証記号は、下図を参考にご記入ください。



#### 共通記載欄

①～⑫(※)は、必ず記入してください。 出産後に提出される場合は⑨、⑩もご記入ください。

※②の記入は必要ありません。

次の1～16の事項は、とくに注意してください。

- ① 被保険者証番号 資格取得時に払い出された被保険者証番号をご記入ください。
- ⑤ 出産予定年月日 出産後に提出する場合も出産予定年月日をご記入ください。
- ⑥ 出産種別 出産児が1人(予定)の場合は、「0.単胎」を○で囲んでください。  
出産児が2人(予定)の場合は、「1.多胎」を○で囲んでください。
- ⑦ 産前産後休業開始年月日 「⑥出産種別」が「0.単胎」の場合、「⑤出産予定年月日」以前42日の範囲内の日付をご記入ください。  
「⑥出産種別」が「1.多胎」の場合、「⑤出産予定年月日」以前98日の範囲内の日付をご記入ください。  
「A.変更」「B.終了」の届出される場合は、最初に育児休業の申出された際の記入した終了予定年月日をご記入ください。
- ⑧ 産前産後休業終了予定年月日 「⑤出産予定年月日」の翌日以降56日以内の日付をご記入ください。  
「A.変更」「B.終了」の届出される場合は、最初に育児休業の申出された際に記入した終了予定日をご記入ください。
- ⑨ 出生児の氏名 出産後に提出する場合に記入してください。  
複数人の場合は列記してください。
- 7 備考 死産・流産・人工妊娠中絶の場合は、「⑨出生児の氏名」は空欄にし、備考にその旨をご記入ください。
- (A.変更)** 出産予定年月日と実際の出産年月日が異なった場合は、共通記載欄①～⑪を記入のうえ、⑫～⑮もご記入ください。
- ⑫ 変更後の出産(予定)年月日 実際の出産年月日、または変更後の出産予定年月日をご記入ください。
- ⑬ 変更後の出産種別 変更の有無にかかわらず、必ずご記入ください。
- ⑭ 産前産後休業開始年月日 出産年月日が予定日より前だった場合、変更後の出産(予定)年月日を基準として、産前42日(多胎は98日)の範囲内で休業していた日付に変更してください。
- ⑮ 産前産後休業終了予定年月日 実際の出産年月日の翌日以降56日以内の日付に変更してください。
- (B.変更)** 申出の際に記入された終了予定年月日より早く産前産後休業を終了した場合は、共通記載欄①～⑪を記入のうえ、⑯もご記入ください。
- 12 産前産後休業終了予定年月日 実際に産前産後休業を終了した日付をご記入ください。  
最初に育児休業の申出された際に記入した終了予定年月日と同日の場合は、提出の必要はありません。

#### お知らせ

- ・ 申出の場合  
この申出により、産前産後休業を開始した日の属する月から終了した日の翌日が属する月の前月までの期間について、健康保険の保険料が事業主・被保険者分とも免除になります。
- ・ 終了の場合  
終了日の翌日が属する月分から健康保険の保険料が発生します。  
産前産後休業終了後に受ける報酬が、従前の標準報酬月額と比較して変動があった場合は、『産前産後休業終了時報酬月額変更届』を提出することができます。  
ただし、終了後引き続き育児休業等を開始する場合は、産前産後休業終了時報酬月額変更届に該当しませんので、『育児休業等取得者申出書』のみをご提出ください。